



ハラール認証制度と認証書の優位性

特定非営利活動法人 日本ハラール協会 理事
株式会社フードテクニカル・ラボ代表取締役社長

伊藤 健

1. ムスリム（イスラーム教徒）人口と分布

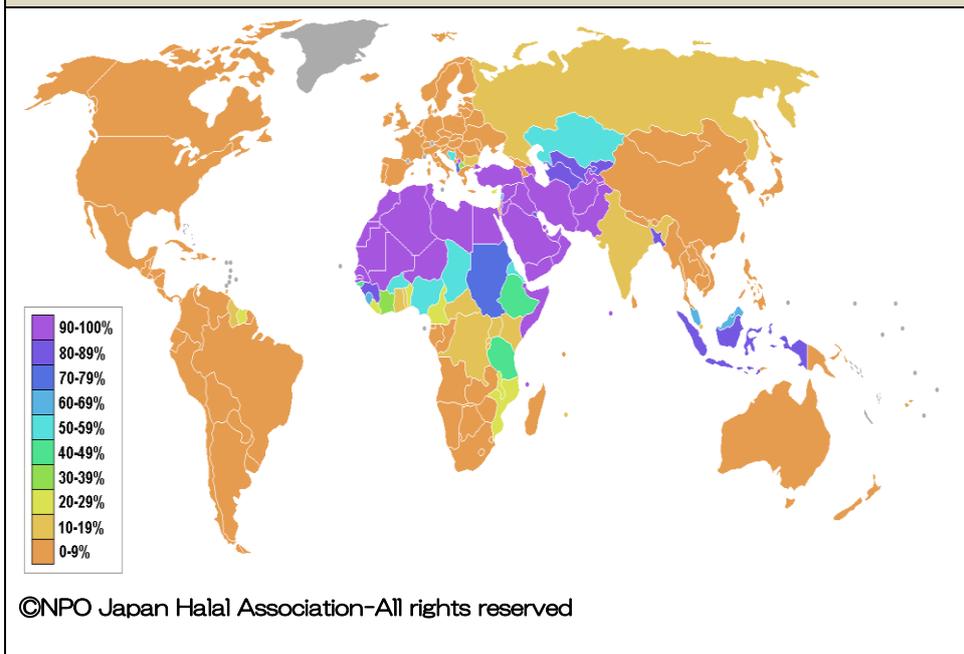
世界のムスリム人口は 20 億人で、4 人に 1 人がムスリムと言われている。キリスト教徒が 22 億人と言われるので、ほぼ同じ人口に近づいている。しかも、ムスリム人口が多い国の大半で、30 歳以下の構成比が 50%以上となっている。つまり、今後 30 年間は消費が伸び続ける地域であり、昭和 30 年代の日本と似たような段階にあるといえる。

特に東南・南アジアから中東地域にかけてのムスリム人口は 13 億人で、世界のムスリムの 65%がこの地域に集中している。東南アジアでは、人口の 30%程度はムスリムである国が多い。特にインドネシアは、総人口 2 億 4700 万人のうち 90%近くがムスリムで、世界で最もムスリムの多い国である。タイは 90%以上が仏教徒であるが、5.2%、322 万人のムスリムがいる。

一方、日本のムスリム人口は、10 万人程度であり、その大半は外国人とその配偶者である。人口比にすると 0.14%で、周辺諸国に比べ極端に少ない印象がある。

イスラーム教は 610 年頃、今から 1400 年余り前に始まり、サウジアラビアのメッカからシルクロードを通り 40 年ほどで中国まで伝わった。現にその通り道である中央アジアには多くのイスラーム国家が存在している。国名の最後に～スタンがつく国は、ムスリム人口が多く、パキスタン、ウズベキスタン、アフガニスタン、トルクメニスタン、カザフスタン、タジキスタン、キルギスタン（キルギス共和国）と 7 カ国がある。

世界各國のムスリム人口比率





2. ハラルとハラームの意味

ハラルとは、アラビア語で「神が許したもの、行為」を意味する。ハラームは、逆に「神が禁止したもの、行為」である。この間にシュブハ、あるいはマシュブーというアラビア語があり、どちらとも判断がつかないものを指す言葉となっている。

特に問題となるのが、食品のハラルである。ハラル食品とは、健康に良く、体を健全に保つものを指す。

ハラーム食品とは、豚および豚、酒類が入った加工食品を指す。例示するならば、ゼラチン、ラード、ハム・ソーセージ、豚由来の乳化剤などが該当し、ムスリムは一切口にしない。また、飲酒も神より禁止されている。

(1) ハラルとハラームの原則

- ①アッラーが創造したものは、特に禁止された幾つかの例外を除き、ハラルである。
- ②ハラルまたはハラームとすることは、アッラーのみが持つ権利である。
- ③物事を禁止する理由は、それが不浄であり、害になるものだからである。
- ④ハラルで十分であり、ハラームは不要である。
- ⑤ハラームにつながるものは、全て禁止されるものである。
- ⑥ハラームをハラルと偽って表示することは禁止される。
- ⑦疑わしき（シュブハ）は、避けるべきである。

以上の原則に基づき、ハラルではない食品には、具体的に下表のようなものがある。

	非ハラル食品の分類と内容
疑わしきもの シュブハ (マシュブー)	<ol style="list-style-type: none"> ① イスラームの原則に則った屠畜法がとられていないハラルな動物。 ② 酒類を使用しているもの。みりん。料理酒。 ③ ハラル食品であっても、貯蔵や輸送でハラーム食品と混載され、穢れたもの。 ④ 調理器具：ハラームなもので穢された後も清められていない食器や調理器具を用いたもの。
禁止されるもの ハラーム	<ol style="list-style-type: none"> ① 豚・犬。 ② 血液。 ③ シャリーア（イスラーム法）に則った食肉処理以外の原因で死んだ動物の肉。 ④ 酒類。 ⑤ エチルアルコール。 <p>*エチルアルコールは、工業用途での製造は特に禁止されていないが、消費はハラーム</p>
不浄とされるもの ナジス	<ol style="list-style-type: none"> ① 豚、イノシシおよび派生する由来の全物質、血液、死肉など。 ② ハラームに汚染されたハラル食品。 ③ ハラームに直接接触したハラル食品。



	<p>④ 人体や動物の開口部から排泄された液体。</p> <p>⑤ 死肉または、シャリーア（イスラーム法）に則って食肉処理されていないハラール動物。</p>
--	--

(2) 不浄とされるものナジス

通常、ナジスといえば、犬、豚、酒を指すことが多い。しかし、加工食品を扱っている場合は、その姿、形が消失し別の物質に変化していることが多い。普通の人間では、どの食品にナジスが含まれているかは分かりにくい。

実際のところ、どのようにナジスが入っているか、以下に例示する。

	ハラーム起因原料	ハラール起因原料
乳化剤 グリセリン 油脂	豚、ハラール屠畜していないハラール動物由来の油脂	植物由来の油脂
カルシウム	豚、ハラール屠畜していない動物の骨	石灰岩、水産物の貝殻
酒石酸	ワインなど酒類	未醗酵のブドウ果汁
アミノ酸 核酸系調味料 酵素	微生物培地に豚、ハラール屠畜していない動物由来物質	微生物培地に合成物質、植物由来物質

3. ハラール産業とは

(1) 世界のハラール産業

東南・南アジアではハラール品に対する関心が非常に高い。一方、ハラール認証に全く関心のない国もある。エジプト、チュニジアなどのアフリカ諸国においてはハラール品しか存在しないことも原因の一つである。

ムスリムと非ムスリムが混在している国では、ハラール品への関心が非常に高くなる。マレーシアやインドネシアは、製造業と消費市場の両方を持ち、経済成長が著しく中間所得層が増大しているため、ハラール品ビジネスマーケットが拡大している。

世界のハラール産業の中心は食品で、食品と畜産関連マーケットで全体の62%を占める。その他、現在では化粧品、医薬品、金融、物流サービスまで、その範囲は拡大している。

ハラールマーケットは、イスラーム諸国だけではない。非イスラーム国でもムスリム人口の多いインド（1億4000万人）、中国（4000万人）、北米（800万人）、フラン



ス（600万人）、とムスリムの少ない日本（10万人＝外国人9万人+日本人1万人）とは雲泥の差がある。ちなみにEUのムスリム人口は、5500万人に上ると言われ、アジアより高所得者である。アジアには、13億人のムスリム人口があり、今後所得の伸張が期待できる。

(2) 日本のハラール産業

現状では、日本のハラール市場は、ムスリムが人口全体の0.14%、10万人規模であるので、大きなマーケットではない。

しかし、訪日観光客の中で中国、韓国、台湾に代わってマレーシア、インドネシアからのムスリム観光客が急増している。理由は、訪日ビザ緩和、格安航空便の増加が非常に大きい。

ムスリムは、色事、賭け事、飲酒が禁止されている。通常生活の中では、あまり大きなお金を使わない傾向があるが、旅行、食べ物、衣類にお金を使う傾向が強い。従って、訪日するムスリムによる消費は、ハラールレストラン、みやげ物、衣類に集中し、特にアウトレットに行って集中的に買い物する傾向がある。また、買い物ではないが、遊園地、水族館、撮影所など娯楽施設へ行き、楽しむことも非常に多い。これも家族一緒に行くことが多い。

一方、ムスリムが関心を示さないものもある。基本的に日本人の旅行は、神社仏閣、景勝地を見学することが多いが、ムスリムの場合、偶像崇拜禁止から神社仏閣を見学することはほとんどない。温泉も、欧米観光客には人気があるが、ムスリムは基本的に人前で裸になることがない。従って、温泉に行き、一緒に風呂に入ることができない。ちなみに、欧米人も基本的に裸の付き合いの習慣はないが、最近になって人気が出てきている。欧米人で温泉といえば、水着を着て入るもので、治癒を目的としている。

日本におけるハラール産業で需要のあるものとしては、飲食サービスがある。これまで一般に、日本人は、外国人の食事について個別対応していた。しかし、ムスリムにおいては、個別対応の枠を超えた全体的対応を求められることになる。食肉については、豚肉は一切使用せず、それ以外の食肉についてはハラール屠畜した食肉でなくてはならない。つまり、小手先の対応ではハラール食品を提供できないのである。

(3) 非イスラーム国のハラール産業の規模

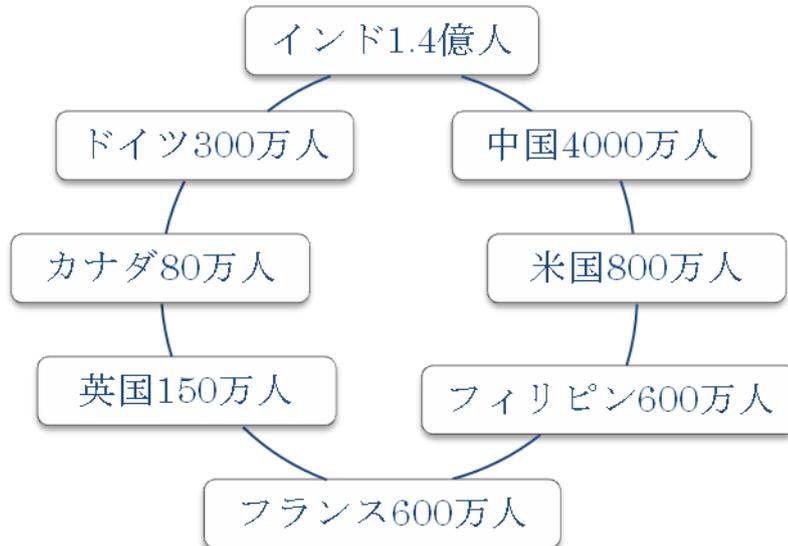
イスラーム国において、食品産業は全てハラール品であるのが通常である。しかし、日本のように非イスラーム国家からイスラーム諸国へ食品を輸出するとなれば、ハラール対応した食品でなくては輸出ができないことになる。非イスラーム国家である日本の企業がイスラーム諸国向けの食品を製造することは、非常に困難を伴う作業である。

日本国内の飲食産業を含む食品産業において、食肉として豚肉および豚脂はよく使用される。ムスリムになってみると初めて理解できる日本社会がある。出張で朝食を購入するために駅のコンビニに立ち寄る。サンドイッチのメニューを見ると BLT サンド、ミックスサンドなどがある。いずれもハムが入っている。次に弁当を見ると、トンカツ、ウインナーなど、どれも豚肉製品が入っている。惣菜パンをみると、豚肉の形は消えているが、ポークエキス、ラード、乳化剤（豚由来）で、全商品に必ず豚由来物質が入っている。日本の食品は、ムスリムにとってハラール食品砂漠である。目の前に食品はあるが、彼らの食べられる食品が、日本国内には存在しない。何でも食べてよい自由な食品環境のせいで、敢えてハラール食品を製造するなど考えがおよばなかったのが、今の日本である。

ハラール食品を製造するには、豚および豚由来・派生物質、アルコールを一切混入させない専用ラインを設置する必要があり、稼働率を考えると採算面でとても対応できる状況ではない。

ハラール食品の消費国であるイスラーム諸国は、従来は経済発展途上の自給自足経済であり、加工食品を輸入することはなかった。そのため、これまでは日本企業にとって、対応する必然性がなかったのである。

非イスラーム国でのハラール市場規模



4. ハラール認証制度とは

(1) ハラールマーク

ハラール認証制度とは、ハラール製品の包装袋上に印刷されているハラールマークそのものである。ムスリムは、そのマークを見て安心して製品を購入する。

ハラールマークは、各国にある認証機関が監査を行い、合格したものに与えられる。前述した通り、アジア各国ともに宗教が混在している現状がある。マレーシアの例で



例えば、人口のうち65%がムスリム、他にヒンドゥー教徒、仏教徒などが混在しており、それぞれの宗教ごとに食べ物の制限がある。ヒンドゥー教では、牛肉を食べないし、ムスリムは豚を食べない。またベジタリアンも存在していることから、各宗教を信ずる人は、食べ物に対して注意を払う必要がある。ムスリムにとって、ハラールマークは安心して食べられることを確認できる識別表示となっている。

特に加工食品である場合、元の原料の形は既になく、食品表示でしか使用原材料を確認することができない。しかも、食品添加物として使用されている場合、乳化剤、酵素、アミノ酸など豚由来であることをそのまま確認できる文字はなく、大半のムスリムは、ハラールであるかどうかを判断できない。それを助けているのが、ハラールマークである。

ハラール認証の大半は、各国にある認証機関の監査を受けて取得する。例えば、マレーシアではイスラーム開発局（JAKIM）、インドネシアではイスラーム指導者会議（MUI）が監査を行なっている。

日本のようにムスリムの人口が少ない国の認証機関は、認証機関を自称するだけではムスリムは誰も信用しない。そこで、ハラール基準を策定している国家（マレーシア、インドネシア等）の認証機関から厳格な監査を受け、承認されて初めて認証機関としての活動ができるようになる。

現在、「ローカルハラール」という文言をよく耳にするが、世界各国を見てもそのような文言は見当たらない。この文言は、日本国内で作られた造語である。

ここで注意すべきは、通常ムスリムがいうところの「ハラール」の意味と、ハラール認証制度における「ハラール」は、相当異なるということである。

ハラール認証における「ハラール」は、起因原料まで科学的根拠に基づいて確認し、一切のハラーム物質、不浄物質との接触、混入を否定する。さらに国際的な食品安全基準である HACCP、ISO22000（食品安全マネジメントシステム）認証などの取得を前提にハラール認証が行なわれる仕組みであり、ハラール食品の絶対品質保証制度となっている。

各国のハラールマークの例



マレーシア



インドネシア



(2) ハラル食肉を輸入するために発生したハラル認証制度

ムスリムは、ムスリムが屠畜した食肉しか口にしない。また、家畜は屠畜直前まで一切の病気に罹患していない状態で、かつ健康そのものでなくてはならない。その家畜を神に祈って屠畜処理する。そのような屠畜をハラル屠畜という。

マレーシアにおいてハラル認証制度が開始されたのは、1980年代初期の輸入肉規制が最初である。所得の上昇とともに食肉の国内生産が消費に追い付かなくなり、食肉の輸入が開始された。そのため、海外から輸入する食肉に関して、ハラル屠畜した証明が必要となり、そこからハラル認証制度の原型が形作られたのである。

ただし、ハラル屠畜の有無で成分の違いは生じないので、成分検査では全くわからない。従って、屠畜のハラル基準を設定し、輸出国側へ出張監査し確認をすることから制度化が始まった。

ちなみに、ハラル屠畜は、現代においても合理性がある。その理由は、ムスリムは、ハラルな家畜（牛、羊、鶏）であったとしても死肉や、墜死、病死した家畜の肉などは、一切食べることを禁止されている。1400年前の教えで、神が言ったことの意味説明は現在まで一切ない。しかし、原因不明で死んだ家畜の肉を食べることは、非常に危険である。仮に食べた場合、ウイルス感染、人畜共通伝染病感染する可能性が非常に高くなる。

5. 日本におけるハラル認証の必要性

(1) イスラーム諸国での日本製品の信頼度

イスラーム諸国は、日本に対して極めて好印象を持っている。日本はイスラーム諸国とは一度も戦った歴史がない。

また、欧米の地図で見ればよく理解できるが、欧米中心の世界地図で日本は一番右上の端に位置する。イスラーム諸国から見れば、極東の小国が欧米諸国に屈することなく独自文化を切り開き、世界第三位の地位を確保してきたのである。

日本製工業製品の優秀性から食品に対しても極めて信頼度が高く期待も大きい。食品としての品質も高く、味もよく、見た目、食感等に優れていることは、イスラーム諸国万民が認めるところである。しかし、シャリーア法に則った成分であることの品質保証（＝ハラル性品質保証）が、できていないことが、大きな欠点となっている。

ハラル認証取得商品の例





(2) 日本でのハラール性確保の至難

日本では、明治・大正時代に養豚業は急激な発展を遂げた。その頃は、ベーコンやハム、缶詰などの加工食品に使われることが多く、日清・日露戦争では軍の食料として、豚肉の需要が増えた。戦後、急激な洋食文化の普及と栄養改善から肉食が盛んに行われるようになった。食生活が洋風化するとともに、養豚業も成長した。養豚が盛んになるとともに、食肉加工業も盛んになり、副生物である油脂、皮、骨などの有効利用を目的とする食品添加物などの産業が多く発生し、あらゆる食品に利用される食品産業体系が完成された。

特に日本人は豚肉好きで、大人気のラーメンに至っては、豚なしでは成立しない。問題は食材だけにとどまらない。例えば、ポリエチレン樹脂、ポリプロピレン樹脂といったものにまで、豚および動物油脂は添加されており、ハラール対応した包装材を見つけることは至難の技である。

そのような状況ではあるが、近年はハラール性確保に協力していただける企業が増加しており、本当のところホッとしている状態である。

6. ハラール認証取得の実際

(1) 知的財産権の保護

ハラール認証取得には、製品に関わる秘密情報を開示していただくことが避けて通れない。世間でハラール認証取得の話題は途切れることがないが、隠れた問題として、秘密情報管理の問題が大きいのしかかる。

現在、日本ハラール協会に認証交付している企業にも、特殊な食品添加物、機能性素材があり、情報を知りうる立場としては非常に神経を使う。その種の食品素材は、使用量は1000分の1グラム程度でも、キロ単価は数万～十数万円クラスまでである。

日本製品の食品素材は、非常にレベルが高く、食品添加物だけではなく塩、小麦粉でもダントツの品質であることを多くの日本人が知らない。アジアの国々にはハラール製品は溢れかえっているが、ハラール性に問題あるものの、日本製品の品質はダントツである。ハラール認証において、詳細確認する項目は、アレルギー管理と同じで、豚、ハラール屠畜していない動物由来物質、酒類由来物質が起因原料に接触、混入していないことである。従って、製品に使用する原料素材、加工助剤における起因原料を詳細確認するが、それ以上の情報は開示する必要がない。

国外監査人には、製造情報を得ようとする人物もおおり、情報開示のあり方にも注意すべきであること、現地にて認証取得する場合の知的財産権保護を念頭においた仕組みを検討することが重要である。

(2) 認証対象

現在の認証対象は、食品、化粧品、パーソナルケア品、医薬品、物流サービス、厨



房（キッチン）まで広範囲である。

細分化すると食品の中では、食肉（鶏、羊、牛、ダチョウ、ラクダ）、食品添加物、香料、食品素材、加工食品、フィルター、食品包装材である。化粧品は、全カテゴリーを含む。パーソナルケア品では、歯磨きペースト、マウスウォッシュ、シャンプー、石鹸など、医薬品では、ゼラチンカプセル、賦形剤など、物流サービスでは、倉庫、輸送方法などが認証対象となる。変わったところでは、浄水器、生理用品にも認証品がある。

(3) 日本国内の認証機関

日本国内において実質上の認証機関の任に当たるのは、下記2機関である。

- ◇ 宗教法人 日本ムスリム協会（拓殖大学イスラーム研究所）
- ◇ NPO 法人 日本ハラール協会

最近、多くの方から認証機関が多くありすぎて、どこの認証機関に依頼してよいか分からないとの指摘を受けることがある。実際のところ認証機関は国内に2機関しかない。

では、他の認証機関と称している組織は何が違うのか。非イスラーム国家である日本では、勝手に認証機関を名乗っても違法では無い。しかし、そのような機関の認証をムスリムは信用するはずもないし、また、何を基準にどのように判定しているかが不明である。現在のところ、認証基準では JAKIM 基準（マレーシア）、MUI 基準（インドネシア）、GCC 基準（中東地域）の3種がある。しかし、ほとんど内容的には同一で、唯一国家で基準策定した JAKIM 基準が、現在の国際基準として通るのが実情である。

なお、JAKIM とは、前述したようにマレーシア政府イスラーム開発局という政府の認証機関である。日本国内の上記2機関は、JAKIM より監査を受け、承認された上で活動を行っている。ただし、承認されたからといって、無制限に活動できるわけではなく、3年に1回監査を受け、承認を更新している。

(4) ハラール認証取得の前提条件

- ① ISO9000、HACCP、ISO22000、GMP のいずれかを取得済み。
- ② ただし、同等のレベルと判定した場合には、特に条件とはしない。

ハラール認証取得の前提条件がある。ハラール認証とは、食品衛生基準を無視してハラール認証を交付されることはない。ハラール認証を取得する前提条件として、必ず国際標準の食品衛生基準を達成していることを証明する必要がある。

(5) 準備する書類

- ① 会社概要（会社名、住所、電話、組織図、営業許可証）
- ② 活動内容（業種、主要取引先、主要輸出先）



- ③ 登記簿謄本
- ④ 認証対象製品リスト（日本語、英語併記）
- ⑤ 工場内の認証対象製品リスト以外の主要製品
- ⑥ 認証対象製品のPCRテスト結果
- ⑦ 認証対象製品の製造規格書（日本語、英語併記）
- ⑧ 工場レイアウト図面（日本語、英語併記）
- ⑨ 認証対象製品原材料リスト及び規格書
- ⑩ 製造工程一覧表（日本語、英語併記）
- ⑪ 原材料製造元情報（会社名、住所、ハラール認証書、ハラール誓約書）
- ⑫ 梱包剤リスト及び規格書、ガムテープも含む（製品安全データシート、分析試験証明書）
- ⑬ 清掃用具リストおよび規格書（カタログで代用）
- ⑭ 清掃マニュアル
- ⑮ 洗浄剤リスト及び規格書
- ⑯ ハラール管理マニュアル
- ⑰ ハラール化プラン（=HACCPプラン）ハラール化する製品の製造詳細等
- ⑱ ISO9000、HACCP、ISO22000、GMP 他の認証コピー
- ⑲ ハラール認証商品の原料保管場所、予定物流方法

(6) 可否判断

マレーシア基準では、ハラール認証の準備を予め知っていることを前提に開始する。自動車免許に例えるならば、車に触ったこともない人がいきなり仮免許を受験する方法である。問題があれば途中で監査ストップになり、最初から準備し直すことになる。

従って、現在では、最初に事前確認（コンサルテーション）を入れ、十分に認証準備した上で認証申請する。申請後の本監査実施後は1ヶ月以内に合格させ認証交付する。

(7) 認証準備作業の一番の問題点

認証準備で一番時間を要するのが、⑪原材製造元情報におけるハラール認証書、あるいはハラール誓約書の入手である。ハラール認証書があれば、直ぐに製造元が認証書を提出する。しかし、認証書がない場合、日本ハラール協会書式のハラール誓約書に記入していただき、入手することになる。ハラール誓約書とは、ハラール認証書の代替書類で、使用原材料のハラール性を原料メーカーが保証する書類である。

日本国内においてハラール認証が一般に知られてきたのは、ここ2年程度のことである。従って、認証取得した製品はほんのわずかで、認証書を要求して提出できる企業などないに等しい。そこで、認証書の代替書類であるハラール誓約書を準備する必



要が生じる。

このハラール誓約書を原料メーカーからすんなりいただければ、こんなに有難いことはない。現実には、ハラール誓約書の記入を原料メーカーに依頼すると、万一意図しないハラーム物質の混入が発覚した場合、損害賠償を請求されても当社は一切応じることができないと返答され、提出を拒否されるケースが結構ある。そうすると誓約書ではなくとも報告書形式にして記入していただけないかとの真剣な交渉が開始される。また、一切の損害賠償請求など考えもしないので、是非とも記入していただけるよう、伏してお願いすることになる。

原料のハラール性が保証できる書類がないことには、製品のハラール認証取得することはまずできない。この書類を原料メーカーからいただくことは、ハラール認証を取得する上では絶対に避けて通れない関門である。

(8) 認証申請から認証取得

ハラール認証書類も一通り準備完了し、コンサルテーション作業の最終事前確認を終えたところでコンサルテーション作業の最終事前確認を終えたところでコンサルテーション作業は終了となる。終了確認と同時に日本ハラール協会のホームページにアクセスして認証申請をする。認証申請するということは、認証取得合格圏内に入ったことになる。

認証申請するとイスラーム法（シャリーア）専門家の目で取得の条件が全て整っているかどうかを監査で最終確認することになる。その後、監査結果表から改善事項書が作成され、認証申請企業からの返答を待つことになる。返答が戻ってきた後、シャリーア委員会で認証交付の可否判定が行われ、認証交付が決定されれば認証書の作成にかかる。

認証申請から1週間以内に監査日程が決定される。また、監査から交付までは3週間程度かかるが、申請企業側からの改善事項書に対する返答の時間が相当影響する。

この改善事項書の中で申請企業側が最も苦慮するのが、2年以内にムスリムの雇用を推奨する点である。マレーシア国内の企業においては、ブミプトラ政策（土地の子政策）により、最低10%のマレー人＝ムスリムの雇用義務が課される。日本で当該義務は実現不可能であるが、だからといって一切の義務が免除されるわけではない。

ハラール認証は宗教認証で、一般の食品基準とは全く異なる視点に立っている。ハラール認証制度の要求事項にハラール委員会の設置義務があり、この委員会にムスリムの委員がないこと自体が非常に問題となる。この点に関して、日本ハラール協会の主任監査人であるイマームモフセンも、ハラール委員会にムスリムの委員が、一人でもいることが正常であると判断している。私も同感である。

監査人はムスリムであり、監査途中でも礼拝時間に礼拝を行うことが通常である。稀であるが、礼拝場所の確保を忘れる企業も過去にはあった。そうすると当該申請企



業に認証交付すべきか考えてしまう。

何度も言うが、ハラール認証は宗教認証である。ムスリムが安心、安全に食すことが可能な食品を製造していただくことが最大の目的である。単なる食品基準で済まされる話ではない。従って、ムスリムの日常生活を知っている人物を、非常勤職員、あるいは留学生オブザーバー委員でも結構なので、ハラール委員会に必ず入れていただきたい。どんな形であれムスリムがハラール委員会に存在していることは、正常な委員会運営がなされることを保証し、ムスリムの消費者から大きな信頼が得られること、間違いなしである。取引先の顧客に対しても大きな安心感につながり、取引も拡大することが確実になる。

7. ハラール認証の前に商品力の確認を

多くの企業で、ハラール認証を取得することを最終目的にするケースを多く見かける。これは間違いである。認証取得すれば、ブルーオーシャンが待っているというのは錯覚で、現実とは全く異なる。ハラール認証があるからイスラーム諸国で売れるのではない。商品が良いから売れるのである。

まず、商品がイスラーム諸国で受け入れられるかを確認することが必須である。認証取得は、その後である。認証がなくともマレーシア、インドネシアで一般商品として試験販売をすることは可能である。両国とも宗教混在国家であり、特にマレーシアはキリスト教徒、ヒンドゥー教徒、仏教徒も存在する。従って、ハラール認証品でなくとも輸出は可能である。試験販売の例として、マレーシアではないが、数例挙げておく。

一つは、化粧品の場合である。中東地域から、個人注文で数ヶ月に1回注文をいただく商品があったが、認証品ではなかった。当該品は国内で結構販売実績があり、輸出していたわけではないが、中東の方がたまたま見つけ、販売実績はすでに1年以上になった。購入者は相当気に入ったようで、自分で代理店販売権を獲得して中東地域で販売することを希望された。当該化粧品企業のオーナーが、ハラール認証の存在を知り、認証取得すればアジア地域でも販売拡大が見込めるかの相談してきた。それは当然である旨を返事した。その後、認証を取得し、ドバイのハラール品展示会への出展をはじめ各国の展示会に出展し、販売権交渉を重ねている。

次は、キャンディーの例である。菓子製造企業が、アジアのある国でキャンディーを販売したところ予想以上に販売が伸びた。日本産の主要原料が味に影響しており、現地産の同種製品より子どもの間で相当人気を博した。認証の優位性というより、商品自体が現地の嗜好にあったケースである。現在、本格的な販売拡大を目指しており、認証準備中である。

さらにもう一つ。一昨年前、九州の小さな製茶企業に認証交付した。品質良好なお茶を自家生産しており、農水省の六次化農業の典型であった。認証推進者は32歳の専務であったが、非常に熱心に取り組む姿から認証取得への応援を決意した。9ヶ月かけて、



認証取得することができた。ドバイのハラール品展示会にも出展したところ、予期せぬほどの販売希望者が現れて、本当のところビックリした。国外では企業の規模よりも、品質と認証書の信頼度、日本ブランドの相乗効果がものを言うことを目の当たりにした。

前述の化粧品企業、製茶企業は、ハラール認証本拠地であるマレーシアの世界最大のハラール展示会 MIHAS に昨年出展した。相当の人気を博したのは言うまでもない。特に九州の小さな製茶企業の若き専務は、先代から継いだ製茶業を引き継いだものの、ギリ貧の販売で相当悩んでいた。しかし、ハラール認証を取得し、大きな夢を掴んだ。こちらでも大きな勇気をもたらしたのは言うまでもない。

日本ハラール協会はハラール国際会議、ハラール品展示会に小まめに出席している。また、大手企業の認証をほとんど手掛けていることもあり、国際的認知度は相当高いとの印象を国外企業からの話で感じている。協会を設立して4年しか経過していない。大きな責任を感じながら今日も監査を行っている。